

## 令和4年度 豊見城市学力強化支援事業（受験対策講座）仕様書

本仕様書は、豊見城市教育委員会（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「豊見城市学力強化支援事業（受験対策講座）」（以下「本事業」という。）に適用する。

### 1 業務名

令和4年度 豊見城市学力強化支援事業（受験対策講座）

### 2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### 3 業務目的

長引くコロナ禍の影響により学習習熟度に課題を抱え、高校受験に対し不安を抱える市内中学校に通う生徒の受験不安を取り除き、学習意欲の充実・向上を図る事を目的とする。

### 4 業務内容

本事業では、対象者の学習到達度状況に応じて学習支援を行う。

### 5 実施方法

#### (1) 対象者

本事業の対象者は、本市に住所を有する中学3年生とする。

なお、本事業の対象者については各校35人程度とし、甲乙協議の上決定した人数を上限とする登録制とする。

#### (2) 実施場所

本事業の実施場所は、市内3中学校の放課後空き教室にて実施することとし、実施場所の調整は甲乙協議の上決定するものとする。

#### (3) 事業開始時期

本事業の開始時期は、契約締結後、甲乙協議の上決定する。

#### (4) 実施方法

本事業は、放課後空き教室にて、各中学校週5日（月曜日から金曜日）の2コマ以上の開催を基本とする。なお、実施時間は甲乙協議の上決定する。

また、ICT（情報通信技術）の活用により講座内容の配信を行い、自主学習が可能となるよう対応すること。

(5) スタッフの配置

乙は、本事業の目的を達成するため学習支援員を各中学校へ配置し次の業務を行うこと。

- ア 学習管理
- イ 学力分析
- ウ 教材選定
- エ 生徒管理
- オ その他学力向上に必要な事項

(6) 対象者の募集方法

本事業の対象者の募集にあたっては、各中学校が行うものとする。

6 事業計画及び報告について

(1) 事業計画書の提出

乙は、本事業を実施するにあたり、実施方法等について学力強化支援事業（受験対策講座）事業計画書（様式9）を提出し、甲の承認を得るものとする。また、事業計画の変更のある場合は、事業計画の変更を甲に提出し、承認を得るものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。なお、事業計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 学習支援の目標
- イ 業務推進体制（業務従事者の氏名及び役割、並びに指揮系統・責任体制）
- ウ 業務スケジュール
- エ その他、業務にあたって必要な事項

(2) 実施状況報告書の提出

乙は、当該月の実施状況について、学力強化支援事業（受験対策講座）実施状況報告書（様式10）を作成し、翌月15日までに甲に提出するものとする。なお、実施状況報告書には、対象者の出席日数等が確認できる項目を必須とする。

※3月分の実施状況報告書は、3月15日までに提出すること。

(3) 委託業務の完了報告

乙は、本事業終了後、事業結果について学力強化支援事業（受験対策講座）業務完了報告書（様式11）を作成し、速やかに甲に提出するものとする。なお、業務完了報告書には次の事項を記載することとする。

実績報告書には、対象者の出席日数等が確認できる項目を必須とする。

7 委託料に関すること

(1) 委託料対象経費

本事業にかかる事業費、人件費、交通費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、事務費等とする。なお、乙が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、教育委員会は契約金額以外の費用は負担しない。

## (2) 委託料の支払方法

乙は、事業を実施した月の翌月 15 日までに、学力強化支援事業（受験対策講座）委託料請求書（様式 12）に学力強化支援事業（受験対策講座）実施状況報告書（第 6 号様式）を添えて、甲に提出しなければならない。甲は、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該請求のあった日から 30 日以内に当該委託料を乙に支払うものとする。

## 8 業務の適正実施に関する事項

### (1) 個人情報保護

乙は、個人情報を含む資料については、豊見城市個人情報保護条例の本旨に従い、適切かつ厳重に管理するものとする。

### (2) 守秘義務

乙は、本事業で知り得た情報を第三者に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、事業完了後も同様とする。

## 9 損害保険料

乙は、事業実施上の瑕疵により、事業対象者に対して損害をあたえた場合には、その損害を賠償すること。このため、必要な範囲で、傷害保険等必要な損害保険に加入すること。

## 10 苦情対応

乙は、対象者との間の苦情及びトラブル等への対応は、原則として乙の責任で行うものとする。ただし、市教育委員会及び学校に引き継ぐ必要があるものについては、速やかに引き継ぐとともに、互いに連携して処理にあたるものとする。

## 11 その他

- (1) 本事業の実施にあたっては、生徒の安全面に対し十分な対策を講じること。
- (2) 乙は、市教育委員会や学校、保護者等からの問い合わせなど、緊急時においても連絡がつく体制を整えておくこと。
- (3) 乙は、必要に応じて、教育委員会、学校等と連携を図ること。
- (4) 乙は、本仕様書に明記されていない場合であっても、必要と認められる業務は、甲と協議の上、誠実に履行すること。